

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用.....	4
第2条 約款の変更.....	4
第3条 約款の公表.....	4
第4条 用語の定義.....	4
第2章 クローズドコンピュータ通信網サービスの品目等	7
第5条 クローズドコンピュータ通信網サービスの品目等.....	7
第3章 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間等	7
第6条 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間等.....	7
第4章 契約	7
第7条 クローズドコンピュータ通信網契約の種別等.....	7
第8条 クローズドコンピュータ通信網契約の単位.....	8
第9条 契約者回線又は加入者回線の終端.....	8
第10条 クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法.....	8
第11条 クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾.....	9
第12条 最低利用期間.....	10
第13条 品目等の変更.....	10
第14条 CCNグループ回線等の変更等.....	10
第15条 アクセス回線二重化.....	10
第15条の2 通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い.....	10
第16条 クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡.....	10
第16条の2 削除.....	11
第17条 その他の契約内容の変更.....	11
第18条 クローズドコンピュータ通信網契約者が行うクローズド コンピュータ通信網契約の解除.....	12
第19条 当社が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除.....	12
第20条 協定事業者の契約の解除等に伴うクローズドコンピュ ータ通信網契約の扱い.....	12
第21条 その他の提供条件.....	12
第5章 削除	12
第22条 削除.....	12
第23条 削除.....	12
第6章 端末設備の提供等	12
第24条 端末設備の提供.....	12
第25条 端末設備の移転.....	12
第7章 回線相互接続	13
第26条 当社又は他社の電気通信回線の接続.....	13
第8章 利用中止等	13
第27条 利用中止.....	13
第28条 利用停止.....	13
第29条 接続休止.....	14
第9章 通信	14

第30条 通信利用の制限等.....	14
第30条の2 削除.....	15
第31条 回線による制約.....	15
第10章 料金等.....	15
第1節 料金及び工事に関する費用.....	15
第32条 料金及び工事に関する費用.....	15
第2節 料金等の支払義務.....	16
第33条 利用料金等の支払義務.....	16
第34条 手続きに関する料金の支払義務.....	17
第35条 工事費の支払義務.....	17
第3節 料金の計算方法等.....	17
第36条 料金の計算方法等.....	17
第4節 割増金及び延滞利息.....	17
第37条 割増金.....	17
第38条 延滞利息.....	17
第11章 保守.....	18
第39条 クローズドコンピュータ通信網契約者の維持責任.....	18
第40条 クローズドコンピュータ通信網契約者の切分責任.....	18
第41条 修理又は復旧の順位.....	18
第12章 損害賠償.....	19
第42条 責任の制限.....	19
第43条 免責.....	19
第13章 雑則.....	20
第44条 承諾の限界.....	20
第45条 クローズドコンピュータ通信網サービスの廃止.....	20
第46条 利用に係るクローズドコンピュータ通信網契約者の義務.....	20
第47条 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等.....	21
第48条 削除.....	21
第49条 クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知.....	21
第50条 クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名の通知等.....	21
第51条 同上.....	22
第52条 協定事業者からの通知.....	22
第53条 削除.....	22
第54条 削除.....	22
第55条 法令に規定する事項.....	22
第56条 個人情報取り扱い.....	22
第57条 閲覧.....	22
第57条の2 クローズドコンピュータ通信網契約者に対する通知.....	22
第57条の3 不可抗力.....	23
第57条の4 特約.....	23
第14章 附帯サービス.....	23
第58条 附帯サービス.....	23
別記	
1 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間.....	24
2 協定事業者及び契約事業者.....	24
3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若し くは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等.....	24
4 クローズドコンピュータ通信網契約者の地位の承継.....	26
5 クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名等の変更.....	26

6	クローズドコンピュータ通信網サービスにおける禁止事項	26
7	広告情報の提供に係る承諾	27
8	契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	27
9	自営端末設備の接続	28
10	自営端末設備に異常がある場合等の検査	28
11	自営電気通信設備の接続	28
12	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	29
13	当社の維持責任	29
14	個人情報の開示	29
15	削除	29
16	加入者回線に係る端末設備の提供	29
17	クローズドコンピュータ通信網サービスに係るコネクティビティの提供等	30
18	クローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等	31
19	保守一元サービスの提供等	32
20	利用権に関する事項の証明	32
21	支払証明書の発行	33
22	削除	33
23	新聞社等の基準	33
料金表		34
通則		34
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）		38
第1	利用料金	38
第2	使用料	47
第3	手続きに関する料金	48
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））		49
第3表 附帯サービスに関する料金		56
第1	削除	56
第2	加入者回線に係る端末設備等使用料	56
第3	コネクティビティ使用料	57
第4	コネクティビティ工事費	58
第5	加入者回線に係る屋内配線利用	58
第6	保守一元サービスに係る料金	58
第7	利用権に関する事項の証明手数料	58
第8	支払証明書の発行手数料	58
料金表別表 クローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度		60

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第6編）（以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第4種（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「クローズドコンピュータ通信網サービス」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 当社がクローズドコンピュータ通信網サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてクローズドコンピュータ通信網契約者に通知するご利用ガイド等のクローズドコンピュータ通信網サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとしします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、クローズドコンピュータ通信網契約者が特段の申出なくクローズドコンピュータ通信網サービスを利用し、又は利用料金等を支払ったとき、その他クローズドコンピュータ通信網契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者がかかる変更へ同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 クローズドコンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 クローズドコンピュータ通信網サービス	CCNグループ回線相互間に限定した符号又は映像の伝送交換を行う電気通信サービス
5 クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所	(1) クローズドコンピュータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりクローズドコンピュータ通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所

6 クローズドコンピュータ通信網契約	当社からクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
7 クローズドコンピュータ通信網契約者	当社とクローズドコンピュータ通信網契約を締結している者
8 クローズドコンピュータ通信網識別番号	当社がクローズドコンピュータ通信網契約におけるCCNグループ識別共通符号を識別するために、CCNグループ識別共通符号に係るドメイン名に割り当てるもの
9 CCNグループ識別共通符号	クローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリ2又はカテゴリ3に係るグループを識別するためにクローズドコンピュータ通信網契約者が割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に係るドメイン名を含むもの
10 CCNグループ	クローズドコンピュータ通信網契約に係るものであって、料金表第1表(料金)に定める利用回線、加入者回線、接続契約者回線又は他社接続契約者回線から構成されるグループ
11 CCNグループ回線	そのCCNグループを構成する利用回線、加入者回線、契約者回線又は接続契約者回線
12 クローズドコンピュータ通信網利用権	クローズドコンピュータ通信網契約者がクローズドコンピュータ通信網契約に基づいてクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利
13 サービス接続点	クローズドコンピュータ通信網と接続契約者回線との接続点
14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第10項に基づくものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
17 接続契約者回線	クローズドコンピュータ通信網と相互に接続する当社の電気通信回線(別記3の(1)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限り、)
18 他社接続契約者回線	相互接続点を介してクローズドコンピュータ通信網と相互に接続する電気通信回線(別記3に掲げる契約に基づいて設置されるものに限り、)であって、協定事業者がその別記3に掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの

19 契約者回線	クローズドコンピュータ通信網契約に基づいてクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のあるクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
20 加入者回線	クローズドコンピュータ通信網契約に基づいてクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
21 接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
22 加入者回線等	加入者回線又は接続契約者回線等
23 DSL回線	他社接続契約者回線又は加入者回線であって別記3に掲げる契約に基づいて設置されるもの
24 光アクセス回線	他社接続契約者回線又は加入者回線であって別記3に掲げる契約に基づいて設置されるもの
24の2 削除	削除
24の3 削除	削除
24の4 削除	削除
24の5 削除	削除
25 利用回線	別記3に掲げる契約に基づいて設置される協定事業者の電気通信設備（その契約に係る協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みます。）であってDSL回線又は光アクセス回線以外のもの
26 契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、相互接続点（他社接続契約者回線、DSL回線及び光アクセス回線に係るものを除きます。）、当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備 （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、N S P I X P等（W I D Eプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備及びそれに相当するものを含むものとし、以下同じとします。）とします。
27 契約者識別符号	クローズドコンピュータ通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、クローズドコンピュータ通信網契約に基づいて当社がクローズドコンピュータ通信網契約者に割り当てるもの
28 回線収容部	接続契約者回線等を収容するために当社が設置する電気通信設備

29	I Pアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
30	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
31	自営端末設備	クローズドコンピュータ通信網契約者が設置する端末設備
32	自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
33	技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
34	回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
35	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
36	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 クローズドコンピュータ通信網サービスの品目等

（クローズドコンピュータ通信網サービスの品目等）

第5条 クローズドコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する種別、品目及び通信又は保守の態様による細目等（以下「品目等」といいます。）があります。

第3章 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間等

（クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間等）

第6条 当社のクローズドコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、サービス接続点の所在場所等をクローズドコンピュータ通信網契約の申込みをする者及びクローズドコンピュータ通信網契約者に開示します。
- 3 サービス接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由によりこれを変更することがあります。

第4章 契約

（クローズドコンピュータ通信網契約の種別等）

第7条 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) CCNアクセス契約
- (2) CCNセンター契約
- 2 CCNアクセス契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限り、）に係るものに限り、）には、次の区分があります。

区 分	内 容
通常契約	二重化付加契約以外のもの
二重化付加契約	第15条（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

（クローズドコンピュータ通信網契約の単位）

第8条 クローズドコンピュータ通信網契約の単位は、次のとおりとします。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は1のクローズドコンピュータ通信網契約につき1人に限ります。

(1) CCNアクセス契約の場合

ア 削除

イ 料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2のクラス2の場合

当社は、1の接続契約者回線（別記3に係るものに限ります。）ごとに1の契約を締結します。

ウ 削除

エ 料金表第1表に定めるカテゴリー3のクラス1の場合

A 当社は、1の他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）、利用回線、加入者回線又は契約者回線ごとに1の契約を締結します。

B 当社は、第15条（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合、Aにかかわらず1の加入者回線又は契約者回線ごとに1の通常契約及び1の二重化付加契約を締結します。

オ 料金表第1表に定めるカテゴリー3のクラス2の場合

当社は、1の加入者回線ごとに1の契約を締結します。

(2) CCNセンター契約の場合

1のCCNグループ識別共通符号ごとに1の契約を締結します。

（契約者回線又は加入者回線の終端）

第9条 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3のクラス2に係る者に限ります。）が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法）

第10条 クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法によりクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを行っていただきます。

(1) クローズドコンピュータ通信網契約の種別

(2) クローズドコンピュータ通信網サービスの種別、品目及び通信又は保守の態様による細目

(3) 加入者回線に係る終端の場所

(4) CCNグループ識別共通符号又は所属するCCNグループ識別共通符号

(5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項に規定する申込み（料金表第1表に定めるカテゴリー3に係る申込みに限ります。）が新たにCCNグループ識別共通符号によるCCNグループを設ける申込みであるときは、そのCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名の申出をクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項に基づきCCNセンター契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者

(以下「CCNセンター契約者」といいます。) からドメイン名の申出があった場合、当社は、その申出のあったドメイン名にクローズドコンピュータ網識別番号を割り当てます。

(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)

第11条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) クローズドコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、クローズドコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (3) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、第28条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、クローズドコンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又はクローズドコンピュータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、別記6(クローズドコンピュータ通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) CCNセンター契約の申込みをした者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2又はカテゴリー3に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。
- (7) CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス2に係るものを除きます。)に係るものに限り)の申込みをした者が他社接続契約者回線(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り)について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (8) その他社接続契約者回線(DSL回線(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1に係るものに限り)に係るものに限り)に係るものに限り)に係る協定事業者の承諾が得られないとき。
- (9) CCNアクセス契約の申込みの場合に、クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するCCNグループの代表者の同意がないとき。
- (10) 削除
- (11) CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限り)に係るものに限り)の二重化付加契約に係る申込みをした者が、通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (12) CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限り)に係るものに限り)の二重化付加契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目と同一とならないとき。
- (13) CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限り)に係るものに限り)に係るものに限り)に係る申込みをした者が、CCNセンター契約者と同一の者とならないとき。
- (14) 前13号に規定するほか、その他当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 クローズドコンピュータ通信網サービスの最低利用期間は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 前項の最低利用期間は、クローズドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 クローズドコンピュータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約の解除又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第13条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、クローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(CCNグループ回線等の変更等)

第14条 CCNセンター契約者(カテゴリー2に係る者を除きます。)は、CCNグループ回線の変更、CCNグループ識別共通符号の変更又はCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名変更の請求をすることができます。

2 CCNアクセス契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者(以下「CCNアクセス契約者」といいます。)は、CCNアクセス回線の変更(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4及びタイプ6に限ります。))に限ります。)の請求をすることができます。

3 前項の請求があったときは、当社は、受け付けた順序に従って承諾します。

(アクセス回線二重化)

第15条 クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係る者に限ります。)は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化(通常契約に係る加入者回線又は接続契約者回線による通信を行うことができない状態(通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))となった場合に、通信を継続することができるようにするため、1の加入者回線又は接続契約者回線を加えて設置又は接続することをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。

(通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い)

第15条の2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー3(クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係るものに限ります。以下、本条において同じとします。)の契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る二重化付加契約を解除します。

(クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡)

第16条 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) クローズドコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、クローズドコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (3) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、第28条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、クローズドコンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又はクローズドコンピュータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - (5) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記6（クローズドコンピュータ通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
 - (6) クローズドコンピュータ通信網利用権（CCNセンター契約に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2又はカテゴリー3に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。
 - (7) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー3（クラス2に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）又は利用回線について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (8) その譲渡について、他社接続契約者回線（DSL回線（料金表第1表に定めるカテゴリー3（クラス1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る協定事業者の承認が得られないとき。
 - (9) クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するCCNグループの代表者の承認が得られないとき。
 - (10) 削除
 - (11) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）の二重化付加契約に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (12) その譲渡について、二重化付加契約（料金表第1表に定めるカテゴリー3（料金表第1表に定めるクラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る品目及び通信又は保守の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目と同一とならないとき。
 - (13) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー3（料金表第1表に定めるクラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、CCNセンター契約者と同一の者とならないとき。
 - (14) 前13号に規定するほか、その他当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、クローズドコンピュータ通信網契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第16条の2 削除

（その他の契約内容の変更）

第17条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、第10条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法）第5号に規定する契約内

容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（クローズドコンピュータ通信網契約者が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除）

第18条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、クローズドコンピュータ通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除）

第19条 当社は、第28条（利用停止）の規定によりクローズドコンピュータ通信網サービスの利用を停止されたクローズドコンピュータ通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者が第28条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでそのクローズドコンピュータ通信網契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめクローズドコンピュータ通信網契約者にそのことを通知します。

（協定事業者の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い）

第20条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除等、その他社接続契約者回線との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者からクローズドコンピュータ通信網契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第21条 クローズドコンピュータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別記4、別記5及び別記7に定めるところによります。

第5章 削除

第22条 削除

第23条 削除

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第24条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）

第25条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第26条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第6条（クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間等）第3項の規定により、サービス接続点又は相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (4) 第30条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことをクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのクローズドコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったクローズドコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第47条（利用に係るクローズドコンピュータ通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線又は加入者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号に規定するほか、この約款の規定に反する行為であって、クローズドコンピュータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に

著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社と複数のクローズドコンピュータ通信網契約を締結しているクローズドコンピュータ通信網契約者が、そのいずれかの契約において利用に係るクローズドコンピュータ通信網契約者の義務規定に違反したときは、その全てのクローズドコンピュータ通信網契約に係るクローズドコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。この場合において、本項の利用停止については、第1項に準じて取り扱います。

4 クローズドコンピュータ通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下本条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてクローズドコンピュータ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

5 削除

（接続休止）

第29条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除、協定事業者又は契約事業者の電気通信事業の休止又は一部若しくは全部の廃止又は契約事業者との契約の解除により、当社のクローズドコンピュータ通信網契約者が当社のクローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスについて接続休止（そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのクローズドコンピュータ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのクローズドコンピュータ通信網サービスについて、クローズドコンピュータ通信網契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、そのクローズドコンピュータ通信網契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのクローズドコンピュータ通信網契約者にそのことを通知します。

第9章 通信

（通信利用の制限等）

第30条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記22の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 クローズドコンピュータ通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- (3) その通信（電子メールに係るものであって、不特定のIPアドレスを用いて送受信するものに限りません。）が当社又は他の電気通信事業者の設置するメールサーバを経由して転送されないとき。
- (4) その通信に係る発信元のIPアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。

3 削除

4 削除

5 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第30条の2 削除

（回線による制約）

第31条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、DSL回線、光アクセス回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用することができない場合があります。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第32条 当社が提供するクローズドコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供するクローズドコンピュータ通信網サービスの態様に応じて適用します。

2 当社が提供するクロードコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

（利用料金等の支払義務）

第33条 クロードコンピュータ通信網契約者は、その契約に基づいて当社がクロードコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日（端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定するクロードコンピュータ通信網契約に係る利用料金及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、クロードコンピュータ通信網サービスを全く利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、クロードコンピュータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第49条（クロードコンピュータ通信網契約者からの通知）第3項に規定するクロードコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ないときは、クロードコンピュータ通信網契約者は、そのクロードコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) 前2号の規定によるほか、クロードコンピュータ通信網契約者は、次の場合を除き、クロードコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 クロードコンピュータ通信網契約者の責めによらない理由により、そのクロードコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間（別記3に掲げる協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのクロードコンピュータ通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのクロードコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのクロードコンピュータ通信網サービスについての料金
3 回線収容部の変更等又は移転に伴	利用できなくなった日から起算し、再

<p>って、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（クローズドコンピュータ通信網契約者の都合によりクローズドコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのクローズドコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>4 クローズドコンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのクローズドコンピュータ通信網サービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、クローズドコンピュータ通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第35条 クローズドコンピュータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下本条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第11章 保守

(クローズドコンピュータ通信網契約者の維持責任)

第39条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(クローズドコンピュータ通信網契約者の切分責任)

第40条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下本条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をクローズドコンピュータ通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、クローズドコンピュータ通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているクローズドコンピュータ通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第30条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの

2	<p>ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>選挙管理機関との契約に係るもの</p> <p>別記22の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するとき、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのクローズドコンピュータ通信網サービスがDSL回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る定額利用料等の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりクローズドコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(免責)

第43条 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、クローズドコンピュータ通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下本条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に

当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生するクローズドコンピュータ通信網契約者の費用については負担しません。
- 4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第44条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（クローズドコンピュータ通信網サービスの廃止）

第45条 当社は、技術仕様の変更等によりクローズドコンピュータ通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定によるクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の廃止に伴い、クローズドコンピュータ通信網契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定によりクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。

（利用に係るクローズドコンピュータ通信網契約者の義務）

第46条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社がクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でクローズドコンピュータ通信網サービスを利用しな

いこと。また、別記6（クローズドコンピュータ通信網サービスにおける禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- 2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、クローズドコンピュータ通信網契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。
- 3 クローズドコンピュータ通信網契約者は、第1項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 4 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品をクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
- 5 クローズドコンピュータ通信網契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。
- 6 クローズドコンピュータ通信網契約者は、第4項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- 7 クローズドコンピュータ通信網契約者は、第4項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- 8 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号（以下、「契約者識別符号等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 9 クローズドコンピュータ通信網契約者が前項の規定に反し、クローズドコンピュータ通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 10 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨をクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等）

第47条 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記8に定めるところによります。

第48条 削除

（クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知）

第49条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、接続契約者回線等について、第10条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法）に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 接続契約者回線等に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 接続契約者回線等に係る契約の解除

（クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名の通知等）

第50条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、契約事業者（東日本電信電話株式

会社又は西日本電信電話株式会社に限り、以下この条において同じとします。)から当社に請求があったときは、当社がクロードコンピュータ通信網契約者(その契約事業者の加入者回線を利用している者に限り、以下この条において同じとします。)の氏名又は名称及び住所又は居所をその契約事業者へ通知する場合があることについて、予め承諾するものとします。

2 クロードコンピュータ通信網契約者は、契約事業者が以下の各号において、前項に基づき契約事業者の保有するクロードコンピュータ通信網契約者の情報を第三者(クロードコンピュータ通信網契約者が契約を締結している事業者又は契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者)に限り、以下この条において同じとします。)の開示する場合があることについて予め承諾するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、そのクロードコンピュータ通信網契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託によりクロードコンピュータ通信網サービスに関する業務を行う事業者へのそのクロードコンピュータ通信網契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

3 削除

第51条 クロードコンピュータ通信網契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社がクロードコンピュータ通信網契約者(その協定事業者とクロードコンピュータ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限り、以下この条において同じとします。)の氏名又は住所をその協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

第52条 クロードコンピュータ通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なクロードコンピュータ通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第53条 削除

第54条 削除

(法令に規定する事項)

第55条 クロードコンピュータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記9から別記13までに定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第56条 当社は、クロードコンピュータ通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記14及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(閲覧)

第57条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(クロードコンピュータ通信網契約者に対する通知)

第57条の2 クロードコンピュータ通信網契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、クロードコンピュータ通信網契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) クロードコンピュータ通信網契約者がクロードコンピュータ通信網契約の申込みの際又はその後当社に届け出たクロードコンピュータ通信網契約者の

電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、クローズドコンピュータ通信網契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) クローズドコンピュータ通信網契約者がクローズドコンピュータ通信網契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たクローズドコンピュータ通信網契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、クローズドコンピュータ通信網契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、クローズドコンピュータ通信網契約者に対する通知が完了したものとします。

2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(不可抗力)

第57条の3 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりクローズドコンピュータ通信網契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第57条の4 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第58条 クローズドコンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記16から別記21までに定めるところによります。

別記

1 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間

当社のクローズドコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (3) 契約者回線の終端とサービス接続点との間
- (4) 契約者回線の終端と相互接続点との間
- (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（クローズドコンピュータ通信網とUniversal Oneサービス契約約款に規定するIP伝送網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 契約者回線の終端とボイスリレーポイント（シェアードゲートウェイ装置を介して接続するクローズドコンピュータ通信網相互間の接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (7) 加入者回線の終端相互間
- (8) 加入者回線の終端とサービス接続点との間
- (9) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (10) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (11) 加入者回線の終端とボイスリレーポイントとの間
- (12) サービス接続点相互間（同一のサービス接続点に終始する場合があります。）
- (13) サービス接続点と相互接続点との間
- (14) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (15) サービス接続点とボイスリレーポイントとの間
- (16) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- (17) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (18) 相互接続点とボイスリレーポイントとの間
- (19) サービスインタワークポイント相互間（同一のサービスインタワークポイントに終始する場合があります。）
- (20) サービスインタワークポイントとボイスリレーポイントとの間

2 協定事業者及び契約事業者

- (1) DSL回線、光アクセス回線及び利用回線に係るもの

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

- (1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
Universal One契約	Universal Oneサービス契約約款 (第1編)

- (2) 他社接続契約者回線及び加入者回線に係るもの

ア DSL回線に係るもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー 4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	プラン 1
備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。		

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー 4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	
備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。		

イ 光アクセス回線に係るもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

項番	品目及び細目等		
EK010	削除		
EK020	削除		
EK030	メニュー 5 - 1	II - 1 型	100Mb/s
EK040			200Mb/s
EM010	削除		
EM020	メニュー 5 - 2	II - 1 型	100Mb/s
EM030			200Mb/s
備考 料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリ 2 のクラス 1 については、本表に定める品目及び細目のほか、東日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限りします。）を含むものとします。			

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

項番	品目及び細目等		
WK010	削除		
WK020	メニュー 5 - 1	100Mb/s	プラン 5 - 1
WK030		200Mb/s	
WM010	削除		
WM020	メニュー 5 - 2	100Mb/s	カテゴリ 3 - 1

WM030	200Mb/s
備考 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のクラス1については、本表に定める品目及び細目のほか、西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限りません。）を含むものとします。	

ウ 利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー1に係るものに限りません。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー1に係るものに限りません。）	I P 通信網サービス契約約款

4 クローズドコンピュータ通信網契約者の地位の承継

- (1) 第16条（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりクローズドコンピュータ通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人に係る者として扱います。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名等の変更

- (1) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他クローズドコンピュータ通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

6 クローズドコンピュータ通信網サービスにおける禁止事項

クローズドコンピュータ通信網契約者はクローズドコンピュータ通信網サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

- (8) クローズドコンピュータ通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすましてクローズドコンピュータ通信網サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) あらかじめ当社の承諾無く、クローズドコンピュータ通信網サービスを不特定の第三者に利用させる行為（事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。）
- (16) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (18) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

7 広告情報の提供に係る承諾

クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する情報提供（広告・宣伝を含みます。）を行うために電子メール等を送付することに、承諾していただきます。なお、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

8 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下8において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、クローズドコンピュータ通信網契約者からの要請があったときは、クローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担において、クローズドコンピュータ通信網契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (3) 当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応はクローズドコンピュータ通信網契約者の負担により行っていただきます。
- (4) クローズドコンピュータ通信網契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、

自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9 自営端末設備の接続

- (1) クローズドコンピュータ通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下12まで同じとします。）は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) クローズドコンピュータ通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) クローズドコンピュータ通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、クローズドコンピュータ通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定す

るための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) クローズドコンピュータ通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) クローズドコンピュータ通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kajijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

15 削除

16 加入者回線に係る端末設備の提供

- (1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るもの）に限ります。以下16において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 端末設備を設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (4) 端末設備に必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。

- (5) クローズドコンピュータ通信網契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのクローズドコンピュータ通信網サービスにおいて使用される端末設備に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの場合に準じて取り扱います。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(7)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した端末設備について、端末設備の廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その端末設備を使用する権利を失ったときは、その端末設備をクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
- (10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (11) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還に関し、当社がその端末設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (12) 当社は、(9)の規定による端末設備の返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がその端末設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

17 クローズドコンピュータ通信網サービスに係るコネクティビティの提供等

- (1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3のクラス1のタイプ4に係る者に限り、以下3において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係るコネクティビティ（クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所内におけるクローズドコンピュータ通信網サービスに係る電気通信回線の終端と当社の施設又は当社が指定する施設に設置されるクローズドコンピュータ通信網契約者の設備との間に設置するケーブル等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、コネクティビティの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) コネクティビティを設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (4) コネクティビティに必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (5) クローズドコンピュータ通信網契約者がコネクティビティを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

- (6) 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのクローズドコンピュータ通信網サービスにおいて使用されるコネクティビティに係る料金の支払い及び損害賠償について、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの場合に準じて取り扱います。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置したコネクティビティを善良な管理者の注意をもって使用していただきます。
- (8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(7)の規定に違反してコネクティビティを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置したコネクティビティについて、コネクティビティの廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのコネクティビティを使用する権利を失ったときは、そのコネクティビティをクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
- (10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定によるコネクティビティの返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (11) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定によるコネクティビティの返還に関し、当社がそのコネクティビティをその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (12) 当社は、(9)の規定によるコネクティビティの返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がそのコネクティビティ以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

18 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等

- (1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るものに限り、）に係る者に限り、以下18において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、屋内配線の設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) 屋内配線を設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (4) クローズドコンピュータ通信網契約者が屋内配線を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (5) 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのクローズドコンピュータ通信網サービスにおいて使用される屋内配線に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの場合に準じて取り扱います。
- (6) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した屋内配線を善良な管理者の注意をもって使用していただきます。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(6)の規定に違反して屋内配線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の

工事等に必要な費用を支払っていただきます。

- (8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した屋内配線について、屋内配線の廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その屋内配線を使用する権利を失ったときは、その屋内配線をクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
- (9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(8)の規定による屋内配線の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(8)の規定による屋内配線の返還に関し、当社がその屋内配線をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (11) 当社は、(8)の規定による屋内配線の返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がその屋内配線以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

19 保守一元サービスの提供等

- (1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス1に係るものに限り。）に係る者に限り。以下19において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る協定事業者の提供するDSL回線（別記3に規定する他社接続契約者回線に係るものに限り。以下19において同じとします。）又は光アクセス回線（別記3に規定する他社接続契約者回線（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。）に係るものに限り。以下19において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（クローズドコンピュータ通信網契約者が協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。）を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 協定事業者の提供するDSL回線又は光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、クローズドコンピュータ通信網契約者と協定事業者との契約（通信又は保守の態様による細目）によります。

20 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
- ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- ア クローズドコンピュータ通信網契約の申込みの承諾年月日
- イ クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名又名称及び居所又は住所
- ウ 加入者回線の終端のある場所
- エ そのクローズドコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
- カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含

みます。) 仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

- (2) 利害関係人が(1)の規定により請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、契約事務を行うクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料の支払いを要します。

21 支払証明書の発行

- (1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、当社がそのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所において、そのクローズドコンピュータ通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が、既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

22 削除

23 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料等は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認める場合は料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日でクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日で契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 料金月の初日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日で品目等の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条（利用料金等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第33条第2項第2号の表の1欄に規定する料金に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、クローズドコンピュータ通信網契約者が希望する場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことをい

います。

(消費税相当額の加算)

- 11 第33条（利用料金等の支払義務）、第34条（手続きに関する料金の支払義務）及び第35条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注1）この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

（注2）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(高額利用割引)

- 13 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

- (1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下13において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ア そのクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料の額が100万円（110万円）を超えるとき。（イに該当する場合を除きます。）

イ クローズドコンピュータ通信網契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（クローズドコンピュータ通信網契約者が指定する2以上のクローズドコンピュータ通信網契約（そのクローズドコンピュータ通信網契約者と同一名義のものに限ります。以下13において同じとします。）により構成されるもの又はクローズドコンピュータ通信網契約及び当社の他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下13において同じとします。）に係る契約（そのクローズドコンピュータ通信網契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるもの）に限ります。以下13において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下13において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成するクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料の合計額又はクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料と当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下13において同じとします。）との合計額をいいます。以下13において同じとします。）が100万円（110万円）を超えるとき。

割 引 額	A B以外の場合	1の高額利用指定回線群の料金額（アに規定する1のクローズドコンピュータ通信網契約の料金の額を含みます。）に、次表に規定する割引率を乗じて得た額	
		高額利用指定回線群の料金額	割引率
		100万円（110万円）を超え500万円（550万円）までの部分	3%
		500万円（550万円）を超え3,000万円（3,300万円）までの部分	5%

		3,000万円 (3,300万円) を超える部分	7%
B 高額利用指定回線群に当社の他の電気通信サービスに係る契約を含む場合	次の算式により算出した額	1 の高額利用指定回線群の料金額にA欄の表に規定する割引率を乗じて得た額	$\frac{\text{その高額利用指定回線群の料金額 (クローズドコンピュータ通信網契約に係る料金に限り ます。)}}{\text{その高額利用指定回線群の料金額}}$

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、クローズドコンピュータ通信網契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) 割引率の計算は、料金月単位で行います。

(4) 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、クローズドコンピュータ通信網契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

(5) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から、その高額利用指定回線群に新たに対象契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している対象契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する対象契約として取り扱います。

(6) (4)又は(5)に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるそのクローズドコンピュータ通信網契約の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(7) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成するクローズドコンピュータ通信網契約の1契約当たりの料金の額を確定する必要が生じたときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l} \text{クローズドコンピ} \\ \text{ュータ通信網契約} \\ \text{の1契約当たりの} \\ \text{料金の額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{高額利用割引適用後} \\ \text{の高額利用指定回線} \\ \text{群の料金額 (クロー} \\ \text{ズドコンピュータ通} \\ \text{信網契約に係る料金} \\ \text{に限り ます。)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{高額利用割引適用前のそのクロ} \\ \text{ーズドコンピュータ通信網契約} \\ \text{の料金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{高額利用割引適用前の高額利用} \\ \text{指定回線群の料金額 (クローズ} \\ \text{ドコンピュータ通信網契約に係} \\ \text{る料金に限り ます。)} \end{array}}$$

(8) (7)の場合において、高額利用割引適用後的高額利用指定回線群の料金額 (クローズドコンピュータ通信網契約に係る料金に限り ます。) からその高額利用指定回線群を構成するすべてのクローズドコンピュータ通信網契約について(7)の算式により算出した1契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をクローズドコンピュータ通信網契約者が指定する1のクローズドコンピュータ通信網契約 (その高額利用指定回線群を構成するものに

限ります。)の料金の額に加算するものとします。
(注) 13の(1)に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス及びUniversal Oneサービス契約約款(第2編)に規定するI P伝送サービスとします。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 種別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="552 521 1276 1599"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 521 746 573">種 別</th> <th data-bbox="746 521 1276 573">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 573 746 1106"> カテゴリー2 </td> <td data-bbox="746 573 1276 1106"> 1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。） (2) 接続契約者回線 (3) 加入者回線 2 通信の相手先 いずれかのクラス又はクラス相互間におけるCCNグループ内のCCNグループ回線 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 1106 746 1514"> カテゴリー3 </td> <td data-bbox="746 1106 1276 1514"> 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの (1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。） (2) 加入者回線 (3) 契約者回線 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="552 1514 1276 1599"> 備考 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスの通信に係る符号伝送速度を保証しません。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	カテゴリー2	1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。） (2) 接続契約者回線 (3) 加入者回線 2 通信の相手先 いずれかのクラス又はクラス相互間におけるCCNグループ内のCCNグループ回線	カテゴリー3	次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの (1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。） (2) 加入者回線 (3) 契約者回線	備考 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスの通信に係る符号伝送速度を保証しません。	
種 別	内 容								
カテゴリー2	1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの (1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。） (2) 接続契約者回線 (3) 加入者回線 2 通信の相手先 いずれかのクラス又はクラス相互間におけるCCNグループ内のCCNグループ回線								
カテゴリー3	次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの (1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。） (2) 加入者回線 (3) 契約者回線								
備考 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスの通信に係る符号伝送速度を保証しません。									
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 削除</p> <p>イ 当社は、カテゴリー3（クラス2に係るものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) DSL回線に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="552 1877 1276 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 1877 703 1921">品目</th> <th data-bbox="703 1877 1276 1921">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	品目	内 容						
品目	内 容								

1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 1 24Mb/s品目のものは、加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。 2 削除	

(イ) 光アクセス回線に係るもの

品目	内 容
100 Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 削除	

ウ 当社は、カテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限り。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

品目	内 容
10Mb/sから20Mb/sごとに70Mb/sまで及び100Mb/sの品目	料金表別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの

	<p>備考 加入者回線インタフェースは、100BASE-TXに限り提供します。</p>														
<p>(3) 細目に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、カテゴリ 2 に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) 接続形態による区別</p> <table border="1" data-bbox="555 533 1273 672"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス 2</td> <td>別記 3 に規定する接続契約者回線と接続して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 カテゴリ 2 (クラス 2 に係るものに限りです。) については、同一の C C N グループに属するアクセス契約が 1 以上ある場合に限り提供します。</p> <p>(イ) アクセス回線による区別</p> <p>A 削除</p> <p>B クラス 2 に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="555 922 1273 1128"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ 6</td> <td>別記 3 に規定する接続契約者回線 (Universal One サービス契約約款 (第 1 編) に定める Universal One サービスに係るものに限りです。) と接続して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 削除</p> <p>イ 当社は、カテゴリ 3 に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) 接続形態による区別</p> <table border="1" data-bbox="555 1344 1273 1563"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス 1</td> <td>別記 3 に規定する協定事業者の DSL 回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであってクラス 2 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 2</td> <td>加入者回線と接続して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、カテゴリ 3 におけるその他の技術的な提供条件等について、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをする者及びクローズドコンピュータ通信網契約者に開示します。 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が開示した技術的な提供条件等を遵守するものとします。 <p>(イ) アクセス回線による区別</p> <p>A クラス 1 に係るもの</p>	区 別	内 容	クラス 2	別記 3 に規定する接続契約者回線と接続して提供するもの	区 別	内 容	タイプ 6	別記 3 に規定する接続契約者回線 (Universal One サービス契約約款 (第 1 編) に定める Universal One サービスに係るものに限りです。) と接続して提供するもの	区 別	内 容	クラス 1	別記 3 に規定する協定事業者の DSL 回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであってクラス 2 以外のもの	クラス 2	加入者回線と接続して提供するもの
区 別	内 容														
クラス 2	別記 3 に規定する接続契約者回線と接続して提供するもの														
区 別	内 容														
タイプ 6	別記 3 に規定する接続契約者回線 (Universal One サービス契約約款 (第 1 編) に定める Universal One サービスに係るものに限りです。) と接続して提供するもの														
区 別	内 容														
クラス 1	別記 3 に規定する協定事業者の DSL 回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであってクラス 2 以外のもの														
クラス 2	加入者回線と接続して提供するもの														

区 別	内 容
タイプ 1	利用回線を利用するもの
タイプ 2	別記 3 に定めるDSL回線を利用するもの
タイプ 3	タイプNと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー 5-1 又はメニュー 5-2 (いずれもサービス提供を終了したものに限り、) からの移行に係るもの
タイプ 4	契約者回線と接続して提供するもの
タイプ 6	加入者回線 (契約事業者に係るものを除きます。) と接続して提供するもの
タイプN	別記 3 のEK030、EK040、EM020、EM030、WK020、WK030、WM020又はWM030に係る光アクセス回線を利用するもの

B クラス 2 に係るもの

区 別	内 容
タイプ 1	別記 3 に定めるDSL回線を利用するもの
タイプ 2	タイプNと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー 5-1 (サービス提供を終了したものに限り、) からの移行に係るもの
タイプN	別記 3 のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの
備考	この約款に定めのない、クラス 2 の加入者回線に係る提供条件は、別記 3 に定める契約事業者の契約約款 (料金表の規定に係るものに限り、) に準ずるものとします。

ウ 当社は、カテゴリー 3 (クラス 2 に係るものに限り、) に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。

区 別	内 容
保守メニュー 1	午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯 (その受け付けた時刻以後の直近のものとし、) においてその修理又は復旧を行うもの

	<table border="1"> <tr> <td>保守メニュー2</td> <td>保守メニュー1以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網契約について、同一月において複数回の通信又は保守の態様による細目の変更（その通信又は保守の態様による細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</td> </tr> </table>	保守メニュー2	保守メニュー1以外のもの	備考 クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網契約について、同一月において複数回の通信又は保守の態様による細目の変更（その通信又は保守の態様による細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。	
保守メニュー2	保守メニュー1以外のもの				
備考 クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網契約について、同一月において複数回の通信又は保守の態様による細目の変更（その通信又は保守の態様による細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。					
(4) 削除	削除				
(5) 削除	削除				
(6) 定額利用料の適用	<p>クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア カテゴリー2の場合</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) クラス2の場合</p> <p>A 削除</p> <p>B タイプ6の定額利用料は適用しません。</p> <p>C 削除</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>イ カテゴリー3の場合</p> <p>(ア) クラス1の場合</p> <p>CCNグループ回線における1の利用回線、他社接続契約者回線（DSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。）、加入者回線（加入者回線に係るものを除きます。）又は契約者回線ごとに基本額を適用します。</p> <p>(イ) クラス2の場合</p> <p>CCNグループ回線における1の加入者回線ごとに基本額を適用します。</p>				
(7) 利用料金の適用除外	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除、加入者回線の移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p>				

(8) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る最低利用期間は、第12条（最低利用期間）にかかわらず1か月とします。

イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2のクラス2のタイプ6に係るものを除きます。）の解除があった場合は、第33条（利用料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（クローズドコンピュータ通信網契約の解除があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリー2のもの

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) 削除

(エ) 削除

イ カテゴリー3のもの

(ア) クラス1のもの

1 契約ごとに月額

区 分			料 金 額	
タイプ1			9,800円 (10,780円)	
タイプ2			9,800円 (10,780円)	
タイプ3			16,000円 (17,600円)	
タイプ4	10Mb/sのもの	通常契約のもの	96,000円 (105,600円)	
		二重化付加契約のもの	32,000円 (35,200円)	
	30Mb/sのもの	通常契約のもの	150,000円 (165,000円)	
		二重化付加契約のもの	50,000円 (55,000円)	
	50Mb/sのもの	通常契約のもの	250,000円 (275,000円)	
		二重化付加契約のもの	83,000円 (91,300円)	
	70Mb/sのもの	通常契約のもの	350,000円 (385,000円)	
		二重化付加契約のもの	116,000円 (127,600円)	
	100Mb/sのもの	通常契約のもの	500,000円 (550,000円)	
		二重化付加契約のもの	166,000円 (182,600円)	
	タイプ6	10Mb/sのもの	通常契約のもの	211,000円 (232,100円)
			二重化付加契約のもの	147,000円 (161,700円)
30Mb/sのもの		通常契約のもの	308,000円 (338,800円)	
		二重化付加契約のもの	208,000円 (228,800円)	
50Mb/sのもの		通常契約のもの	447,000円 (491,700円)	
		二重化付加契約のもの	280,000円 (308,000円)	
70Mb/sのもの		通常契約のもの	575,000円 (632,500円)	
		二重化付加契約のもの	341,000円 (375,100円)	
100Mb/sのもの		通常契約のもの	750,000円 (825,000円)	
		二重化付加契約のもの	416,000円 (457,600円)	
タイプN			16,000円 (17,600円)	

(イ)クラス2のもの

A タイプ1のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	15,850円 (17,435円)
8 Mb/sのもの	16,050円 (17,655円)
12Mb/sのもの	16,150円 (17,765円)
40Mb/sのもの	16,250円 (17,875円)
47Mb/sのもの	16,350円 (17,985円)

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	15,850円 (17,435円)
8 Mb/sのもの	16,050円 (17,655円)
12Mb/sのもの	16,150円 (17,765円)
24Mb/sのもの	16,220円 (17,842円)
40Mb/sのもの	16,250円 (17,875円)
47Mb/sのもの	16,250円 (17,875円)

B タイプ2のもの

東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	21,600円 (23,760円)

C 削除

D タイプNのもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	21,600円 (23,760円)

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	21,800円 (23,980円)

(2) 加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

ア 削除

イ カテゴリー3のクラス2のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1に係るもの	2,500円 (2,750円)
タイプ2に係るもの	2,500円 (2,750円)
タイプNに係るもの	2,500円 (2,750円)

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1に係るもの	2,500円 (2,750円)
タイプNに係るもの	2,500円 (2,750円)

2-2 削除

第2 使用料

1 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) 回線終端装置 使用料の適用	回線終端装置使用料は、1の加入者回線（光アクセス回線に係るものを除きます。）に係るものに限り、ごとに適用します。
(2) 屋内配線使用 料の適用	屋内配線使用料は、加入者回線（光アクセス回線に係るものに限り、）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。

1-2 料金額

1-2-1 回線終端装置使用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
基本料	900円 (990円)
保守メニュー2に係る加算料	500円 (550円)

1-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
1の加入者回線ごとに月額	200円 (220円)
備考 屋内配線使用料は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約に係る加入者回線に適用します。 (1) 削除 (2) カテゴリー3のクラス2（タイプ2又はタイプNに係るものに限り、）に係るもの	

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金				
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(880円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) ネットワーク工事費及び回線調整工事費の適用	<p>ネットワーク工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="550 645 1278 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 645 770 689">区 分</th> <th data-bbox="770 645 1278 689">ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 689 770 846">ア ネットワーク工事費</td> <td data-bbox="770 689 1278 846">クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 846 770 1249">イ 回線調整工事費</td> <td data-bbox="770 846 1278 1249">クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限り、）に係るものに限ります。）に係る加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップは、分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア ネットワーク工事費	クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線調整工事費	クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限り、）に係るものに限ります。）に係る加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップは、分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。
区 分	ネットワーク工事費等の適用						
ア ネットワーク工事費	クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。						
イ 回線調整工事費	クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限り、）に係るものに限ります。）に係る加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップは、分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。						
(3) アクセス回線工事費の適用	<p>ア アクセス回線工事費は、加入者回線及び契約者回線に係る工事を要する場合に適用します。</p> <p>イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>(ア) 削除 (イ) 削除 (ウ) カテゴリー3のクラス2（タイプ1に係るものを除きます。）に係る加入者回線の工事</p>						
(4) 品目等の変更の場合の工事費の適用	<p>ア 種別、品目又は通信又は保守の態様による細目の場合の工事費は、変更後の種別、品目又は通信又は保守の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用します。</p> <p>イ アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後のアクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。</p>						

<p>(5) 別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用</p>	<p>別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</p>
<p>(6) 配線経路調査工事費の適用</p>	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り。）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。</p> <p>ア 配線経路調査工事とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、配線経路調査工事費を支払うことを条件として、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の調査を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその調査を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から配線経路調査工事の申出があった場合は、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路調査工事を行います。</p> <p>ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、配線経路調査工事費の支払いを要します。</p> <p>（ア）当社が配線経路調査工事を行ったとき。</p> <p>（イ）当社が配線経路調査工事を行う当日にクローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由によりその調査を行えなかったとき。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路調査工事が完了しなかった場合は、配線経路調査工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ ウ及びエのほか、当社は、配線経路調査工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(7) 配線経路構築工事費</p>	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り。）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。</p> <p>ア 配線経路構築工事とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の構築を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその構築を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から配線経路構築工事の申出があった場合は、当社がその配線経路の構築を必要と認める場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路構築工事を行います。</p>

	<p>ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、配線経路構築工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が配線経路構築工事を行ったとき。</p> <p>(イ) 当社が配線経路構築工事を行う当日にクローズドコンピュータ通信網の責めに帰すべき理由によりその構築を行えなかったとき。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路構築工事が完了しなかった場合は、配線経路構築工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ ウ及びエのほか、当社は、配線経路構築工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(8) 結果報告工事費の適用</p>	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り。）について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。</p> <p>ア 工事結果報告とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、結果報告工事費を支払うことを条件として、当社からそのクローズドコンピュータ通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</p> <p>イ 工事結果報告の対象となる工事は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事に限ります。</p> <p>ウ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から工事結果報告の申出があった場合は、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、工事結果報告を行います。</p> <p>エ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、結果報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が工事結果報告を行ったとき。</p> <p>(イ) クローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が工事結果報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により工事結果報告が完了しなかった場合は、結果報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、工事結果報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(9) 削除</p>	<p>削除</p>

(10) 割増工事費の適用

当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告を行う時間帯は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額

(11) 訪問時刻指定工事費の適用

当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3のクラス2（タイプ1に係るものを除きます。））に限り、について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。

ア 訪問時刻指定工事とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのクローズドコンピュータ通信網契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。

イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。

(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事

(イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に光アクセス回線の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）

(ウ) (6)欄に規定する配線経路調査工事

(エ) (7)欄に規定する配線経路構築工事

ウ クローズドコンピュータ通信網契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。

エ クローズドコンピュータ通信網契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。

オ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。

カ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。

	<p>(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ) クローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>なお、当社が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。</p> <p>ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p>ケ 当社は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事と配線経路構築工事を同一の日に行う場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。</p>
(12) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 削除</p> <p>イ クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ3のクラス2のタイプ1に係るものに限り。）の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われたときの工事（リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目等への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限り。）</p>
(13) 開通サポート工事費の適用	<p>当社は、本表(12)欄の規定にかかわらず、本表(2)欄から(11)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とクローズドコンピュータ通信網契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。</p>
(14) 削除	削除
(15) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目等の変更、アクセス回線二重化の利用、回線終端装置の設置等、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分				単 位	工事費の額	
(1) ネット ワーク 工事 費	ア イ 又 は ウ 以 外 に 関 す る 工 事 の 場 合	カテゴリー 2 に関する工事の場合		クラス 2 に関する工事の場合	1 の工事ごとに 6,000円 (6,600円)	
		カ テ ゴ リ ー 3 に 関 す る 工 事 の 場 合	クラ ス 1 に 関 す る 工 事 の 場 合	タイプ 1 から	利用の開始に関する工事の場合	1 の工事ごとに 3,000円 (3,300円)
				タイプ 3 まで 及びタイプ N に関する工事 の場合	上記以外に関する工事の場合	1 の工事ごとに 2,000円 (2,200円)
			タイプ 4 又はタイプ 6 に関する工事の場合		1 の工事ごとに 6,000円 (6,600円)	
		クラ ス 2 に 関 す る 工 事 の 場 合	利用の開始に関する工事の場合		1 の工事ごとに 3,000円 (3,300円)	
			上記以外に関する工事の場合		1 の工事ごとに 2,000円 (2,200円)	
	イ 削除					
	ウ CCNグループのドメインの変更に関する工事の場合				1 の工事ごとに 2,000円 (2,200円)	
	(2) アクセス回線工事費（カテゴリー 3（クラス 1（タイプ 6 に係るものに限ります。）又はクラス 2 に係るものに限ります。）に関する工事の場合に限ります。）					別に算定する実費
	(3) 回 線 調 整 工 事 費	ア 回線収容替えを行う工事の場合				別に算定する実費
イ ブリッジタップはずしを行う工事の場合				別に算定する実費		
ウ 保安器の変更を行う工事の場合				別に算定する実費		
(4) 配線経路調査工事費				1 の工事ごとに	別に算定する実費	

(5) 配線経路構築工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(6) 結果報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(7) 削除		
(8) 訪問時刻指定工事費	1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(9) 開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。 2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。 3 回線調整の結果、DSL回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。		

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 削除

第2 加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は加入者回線に係るクローズドコンピュータ通信網契約者について、加入者回線ごとに端末設備の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>イ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用し、加入者回線に係る保守の態様が保守メニュー2に係るものは加算料を合算（配線設備多重装置の場合を除きます。）して適用します。</p> <p>ウ 当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(2) 加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3のクラス2のタイプ1に限ります。）の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限りします。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われた場合は、第2（加入者回線に係る端末設備等使用料）の規定にかかわらず、端末設備等使用料（リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るもの）に限り適用しません。</p>

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

			料金額
東日本電信電話株式会社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）	1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (484円)
	変復調装置・ルータ機能付き（ADSLモデム）	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	490円 (539円)
西日本電信電話株式会社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）		440円 (484円)

2-2 加算料

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー2に係るもの	500円 (550円)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー2に係るもの	500円 (550円)

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	単 位	料金額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

イ 加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	単 位	料金額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第3 コネクティビティ使用料

1 適用

区 分	内 容
コネクティビティ使用料の適用	コネクティビティ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

1の電気通信回線に接続する1のコネクティビティごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-T	13,000円 (14,300円)
100BASE-TX	25,000円 (27,500円)
1000BASE-SX又はATM	10,000円 (11,000円)
10GBASE-LR	10,000円 (11,000円)

2-2 別棟との間のコネクティビティに係るもの

月額

区 分	料 金 額
コネクティビティ使用料	別に算定する金額

第4 コネクティビティ工事費

区 分	単 位	工事費の額
ア 別棟との間のコネクティビティに関する工事の場合		別に算定する実費
イ 上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	35,000円 (38,500円)

第5 加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

	内 容
屋内配線利用料の適用	<p>1 当社は加入者回線（DSL回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係るクロードコンピュータ通信網契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。</p> <p>ア 加入者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>2 屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>

2 料金額

月額

区 分	単 位	料金額
屋内配線利用料	1の加入者回線ごとに	60円 (66円)

3 屋内配線の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料金額
屋内配線の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第6 保守一元サービスに係る料金

月額

区 分	単 位	料金額
保守一元サービスに係る料金	1のDSL回線又は1のアクセス回線ごとに	1,500円 (1,650円)

第7 利用権に関する事項の証明手数料

1の契約ごとに 300円 (330円)

第8 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代
(消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

料金表別表 クローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
1 Mb/s	1 Mbit/s	10Mb/s	10Mbit/s	60Mb/s	60Mbit/s
2 Mb/s	2 Mbit/s	20Mb/s	20Mbit/s	70Mb/s	70Mbit/s
3 Mb/s	3 Mbit/s	30Mb/s	30Mbit/s	80Mb/s	80Mbit/s
4 Mb/s	4 Mbit/s	40Mb/s	40Mbit/s	90Mb/s	90Mbit/s
5 Mb/s	5 Mbit/s	50Mb/s	50Mbit/s	100Mb/s	100Mbit/s